

加が非常に懸念される。

遺族は、「夫は一緒に作業を行った同僚や、同じ作業環境で働いた人たちのことを気遣っていました。『こんなしんどい思いをするのは自分一人で十分や。けど、今後、同じ病気を患う人が出てこないとは限らない。そのときのためにも、一本の道筋をつくらなあかん』と言っていました。引き継いだ私が主人の意思と無念を晴らしたい」と語っている。

震災後の被災地で暮らし働いた多くの市民・労働者は、アスベ

トによる健康被害に不安を抱えている。今回の裁判は多くの人々が関心を持ち注目することとなるだろうし、公務災害の認定のあり方そのものも関われる訴訟となる。提訴にあたり明石市職員労働組合は、「一生懸命、震災復旧に携わった結果、発症した病気が認められないのであれば、危険な現場で働く人は報われない。復旧復興の第一線で精一杯働いた人々のために全力で裁判に取り組みたい」としている。

(ひょうご労働安全衛生センター)

## 石綿麻袋再生利用で中皮腫

### 東京●椅子張り職人の死亡労災認定

2016年9月、東京都青梅市のHさん(当時79歳)から相談の電話をいただいた。「前年から肺炎、胸膜炎と診断され胸水を抜いて経過をみていたが、胸膜中皮腫と診断されました」とのことだった。主治医からは高齢のため手術は無理で抗がん剤の治療も勧められず、気を落とし不安を訴えられていた。さっそく自宅を訪問し、他の中皮腫の患者さんのことなどをお話し、一緒に頑張っていきましょうと申し上げた。

Hさんは腕のよい椅子張り職人だった。18歳から都内のT工場で働いた。同社は応接セット、ベッド、テーブル等の専門製造工場だった。Hさんは応接セットの製造する部署で布張り作業(通

称「張り屋」)として腕を磨いた。当時T工場は高級椅子製造では日本で3指に入るほどで、従業員も70名ほどいたそうである。

椅子の布を張る行程は、①下ごしらえ、②中張り、③仕上げと3段階に分かれていて、一人で①～③の行程を仕上げる。麻袋をハサミで裁断し、椅子の座にバネを麻糸で止める。その上に中張りとして裁断した麻布を釘で打ちつける。バネの四方にわらを入れ、綿を敷く。中張りの上にウレタンや綿を入れ上布をはって仕上げる。

Hさんは椅子張り職人として働いてきたなかで、どこで石綿を吸ったのか見当がつかないと首を傾げていた。


過去、台東区浅草にあった小さな椅子製作所の職人さんが胸膜中皮腫を発症し、上野労基署で労災認定された事例がある。Hさんとはほぼ同じ作業工程で、石綿入りの麻袋を再利用し、裁断や貼り付け作業で麻袋に付着した石綿の粉が飛散した。石綿協会が発行していた業界紙「石綿」にも、「石綿空袋売買」を専業とする会社の記事が掲載されている(昭和41年12月25日)。

浅草の椅子職人の資料を見せ、そのことを話すと、Hさんは膝を打って、「たしかに麻袋を広げると一面に白い綿のようなのが付いていて、ハサミで裁断し、釘で止める作業のとき白い粉が舞いあがった!」と、思い出した。

Hさんは、12年間T工場に勤務した後、他の会社に転職し、椅子製造の技能を指導してきた。最後に働いた会社の関係で所沢労働基準監督署に労災申請の手続をとった。労基署にはHさんの職歴、T工場時代の作業内容、石綿が入った再生麻袋の再利用で石綿に曝露し、胸膜中皮腫を発症したことを申し立てた。また、上野労基署の認定事例の資料も提出した。


T工場は火災を起こして廃業となり、跡地は住宅になっている。親族が別会社を作って椅子の修理をやっていることがわかったが、協力は得られなかった。東京椅子張同業者組合連合会にも出向き、椅子張りの工程で当時石綿が入った麻袋を再利用していたことを知る関係者を尋ねたが、回答は得られなかった。

Hさんは労基署の聴き取りで石綿麻袋を使った作業工程を詳しく申し立て、図面なども提出した。労災は所沢労基署から青梅労基署に移送され、2017年11

月に認定された。患者と家族の会にも加入していただいた。これからも長くお付き合いしていきたいと思う。  
(東京労働安全衛生センター)

労災休業中は従業員の身分は保証されているのだから、退職の判断は後にすべきとアドバイスを受けたAさんは、あらためて労働組合に加入し、交渉を行うことにした。

結局、療養の目途がついた受傷2か月後の退職とし、在職時労災休業中の上積補償の支払いを受けることで解決することとなった。

介護労働は不安定な雇用条件での就業が一般的で、腰痛をはじめとする労働災害が多発していて、なおかつ対象となる要介護者との関係など問題が起きる場合が多い。また、Aさんのように零細の介護事業者のもので、十分な安全衛生対策もないなかでの業務が普通になっている。政策的な対応が必要な所  
以だ。

(関西労働者安全センター)

## 高齢者マンションの介護で労災

### 大阪●おざなりな事業者の対応

大阪市北区にある24時間サービス付き高齢者マンションの介護の仕事をしていたAさんは、昨年7月の勤務中、入居者の着替え介助の最中にちょっとした拍子に蹴り飛ばされ、身体をかばおうと咄嗟についた手首を骨折、療養を余儀なくされた。事務所に報告して翌日受診し、休業療養することとなった。

ところが事業所は入居者による故意の動作だったかどうか等、事情を聞きとるなどの対応をとったものの、労災としての手続きをとらずに放置したままだった。Aさんの求めにも応じることがなかったため、自ら用紙をとりよせ、事業場に記入をもとめ、休業補償給付については、自分で手続きを行おうとした。ところが事業所の記入や証明が不十分なままで手続きの完了をみることもできず、連合大阪の労働相談窓口に助けを求めたのだった。

結局、不十分な事業主証明のまま、事実関係を明らかにしたうえで所轄の労働基準監督署に請求手続きを行い、休業補償は給

付されることになった。

ところがAさんは、労災扱いされていない状態であった療養開始後1週間の時点で、手首の症状から介護の仕事は不可能と判断して、自ら退職を申し出てしまったという。事業所側は、労災の手続きは一向に進めないのに、退職届は速やかに受け取り、そそくさと手続きを進めてしまった。

## パワーハラスメント相談に対応

### 韓国●雇用不安とうつ病の関係示す論文も

#### ■「職場甲質119」30日間の記録

11月1日に結成された「職場甲質(\*注)119」が1か月を迎えて、「職場甲質30日の記録」を12月7日に公開した。会社員の反応は爆発的だった。1か月間でEメール676件、カカオトーク1,330件、フェイスブック15件など、2,021件の甲質の申告と相談が溢れた。

一日平均68件だ。カカオトークには延べ5,634人(1日平均188人)が訪問し、相談者と活動家の間には何と4万207回の対話が交わされた。申告・相談の内容は賃金不払い(20.8%)と職場内イジメ(19.2%)が最も多く、長時間労働と夜勤の強要(12.2%)、休暇・休息を取らせない(8.76%)、過度な懲戒・解雇(7.6%)、不当人事